

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○事務委任規則の一部を改正する規則

訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

規 則

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二百一十一号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則（昭和三十五年宮城県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二十七号中ウをクとし、ナからムまでをウからノまでとし、ノの次に次のように加える。

オ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十六条の第三項及び第三項の規定による地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の変更の届出の受理

第六条第一項第二十七号中「第二条」を「第二条の十三」に改め、同号ネを同号ムとし、同号ツ中「第一条の四から第一条の七まで」を「第二条の二から第二条の五まで」に改め、同号ツを同号ナとし、同号ナの次に次のように加える。

ラ 政令第二条の七から第二条の十までの規定による地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定証の交付、書換え交付、再交付及び返納の受理

ページ

(人事課) 一
(人事課) 一
(人事課) 一

第六条第一項第二十七号中「第六十九条第五項」を「第六十九条第六項」に改め、同号ソを同号ネとし、同号レ中「薬局開設者」の下に「又は地域連携薬局若しくは専門医療機関連携薬局の開設者」を加え、同号レを同号ツとし、同号中タをソとし、ヨをレとし、同号カ中「第四十条の五第二項及び第四項」を「第四十条の五第二項及び第六項」に改め、同号カを同号タとし、同号ワを同号ヨとし、同号ヲ中「第三十九条第二項及び第四項」を「第三十九条第二項及び第六項」に改め、同号ヲを同号カとし、同号中ルをワとし、ヌをヲとし、リをルとし、同号チ中「第十四条第一項、第十三項及び第十四項」を「第十四条第一項、第十五項及び第十六項」に改め、同号チを同号ヌとし、同号ト中「第十三条第一項、第三項及び第六項」を「第十三条第一項、第四項及び第八項」に改め、同号トを同号リとし、同号中ヘをチとし、ハからホまでをホからトまでとし、同号ロ中「第七条第三項ただし書」を「第七条第四項ただし書」に、「第十七条第四項」を「第十七条第八項」に、「第二十八条第三項ただし書」を「第二十八条第四項ただし書」に、「第三十五条第三項ただし書」を「第三十五条第四項ただし書」に改め、同号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 第六条の二第一項及び第四項の規定による地域連携薬局の認定及びその更新

ハ 第六条の三第一項及び第五項の規定による専門医療機関連携薬局の認定及びその更新

第十四条第十号イを削り、同号ロ中「による」の下に「動物用管理医療機器の販売業及び貸与業の」を加え、同号ロを同号イとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 第四十条第二項において準用する第十条第一項の規定による動物用管理医療機器の販売業及び貸与業の休廃止等の届出の受理

第十四条第十号ハを削り、同号ニ中「第六十九条」を「第六十九条第二項」に、「立入検査等」を「動物用管理医療機器（動物用特定保守管理医療機器を除く。）の販売業者及び貸与業者に対する報告の徴収、立入検査及び質問」に改め、同号ニを同号ハとし、同号に次のように加える。

ニ 第六十九条第六項の規定による動物用管理医療機器の販売業者及び貸与業者並びに動物用管理医療機器を業務上取り扱う者に対する報告の徴収、立入検査、質問及び収去

附 則

この規則は、令和三年八月一日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第三十六号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年七月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一業務課長の専決事項の項第三号中エを(ホ)とし、ユからシまでを(イ)から(ニ)までとし、同号キ中「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号。以下この号において「省令」という。）を「省令」に改め、同号キを同号ンとし、同号中サをセとし、セの次に次のように加える。

ス 地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の変更の届出の受理（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号。以下この号において「省令」という。）第十六条の三）

別表第一業務課長の専決事項の項第三号中アをモとし、テをヒとし、エをミとし、ミの次に次のように加える。

シ 医薬品、医薬部外品及び化粧品品の保管のみを行う製造所に係る登録証の交付、書換え交付、再交付及び返納の受領（政令第十六条の三、第十六条の四、第十六条の五、第十六条の六）

エ 基準確認証の書換え交付及び再交付（政令第二十六条の四、第二十六条の五）

別表第一業務課長の専決事項の項第三号コ中「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号。以下この号において「政令」という。）を「政令」に改め、同号コを同号メとし、同号中フをサとし、サの次に次のように加える。

キ 地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定証の交付、書換え交付、再交付及び返納の受領（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号。以下この号において「政令」という。）第二条の七、第二条の八、第二条の九、第二条の十）

ユ 保健所を設置する市の市長に対する薬局に関する情報の提供の求め（政令第二条の十二）

別表第一業務課長の専決事項の項第三号中ウをヤとし、キからケまでをマからアまでとし、同号ム中「行為の中止命令等及び措置の要請」を「違反広告に係る措置命令等」に改め、同号ムを同号クとし、同号中ラをオとし、ホからナまでをヌからノまでとし、ニをトとし、トの次に次のように加える。

チ 医薬品又は医薬部外品の製造所の基準適合に係る調査及び基準確認証の交付（第十四条の二）
リ 医薬品又は医薬部外品の変更計画の確認において行う基準適合に係る製造所の調査（第十四条の七の二）

別表第一業務課長の専決事項の項第三号中ハをホとし、ホの次に次のように加える。

へ 医薬品、医薬部外品及び化粧品品の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係る登録及びその更新（第十三条の二の二）

別表第一業務課長の専決事項の項第三号中ロをニとし、イをハとし、同号にイ及びロとして次のように加える。

イ 地域連携薬局の認定及びその更新（第六条の二）
ロ 専門医療機関連携薬局の認定及びその更新（第六条の三）

別表第一農政部長の家畜防疫対策室に係る専決事項の項第二号中ホをチとし、ニをヘとし、ヘの次に次のように加える。

ト 配置販売業者の監督処分（第七十四条）

別表第一農政部長の家畜防疫対策室に係る専決事項の項第二号ハの次に次のように加える。

ニ 業務の体制の整備命令（第七十二条の二）

ホ 違反広告に係る措置命令等（第七十二条の五）

別表第一家畜防疫対策室長の専決事項の項に次の一号を加える。

三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十五条の規定による医薬品営業所管理者の兼務の許可（専ら動物のために使用されることが目的とされているものに係るものに限る。）

別表第一家畜保健衛生所長の専決事項の項第七号中「こと」の下に「専ら動物のために使用されることが目的とされているものに係るものに限る。」を加え、同号ロ中「許可証の書換え交付及び再交付（動物用医薬品販売業並びに動物用高度管理医療機器及び動物用特定保守管理医療機器の販売業及び貸与業に係るものに限る。）を「動物用医薬品販売業、動物用高度管理医療機器等の販売業及び貸与業並びに動物用再生医療等製品の販売業の許可証の交付、書換え交付、再交付及び返納の受領」に、「第四十五条、第四十六条」を「第四十四条、第四十五条、第四十六条、第四十七条」に改め、同号ロを同号リとし、同号イを同号ロとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 配置従事者の届出の受理（第三十二条）

ニ 配置従事者身分証明書の交付（第三十三条）

ホ 販売従事者の登録（第三十六条の八）

へ 動物用高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可及びその更新（第三十九条）

ト 動物用再生医療等製品の販売業の許可及びその更新（第四十条の五）

チ 販売業者等に対する報告の徴収、立入検査、質問及び収去（第六十九条）

別表第一家畜保健衛生所長の専決事項の項第七号にイとして次のように加える。

イ 動物用医薬品の販売業、動物用高度管理医療機器又は動物用特定保守管理医療機器（以下この号において「動物用高度管理医療機器等」という。）の販売業及び貸与業並びに動物用再生医療等製品の販売業の休廃止等の届出の受理（第十条、第三十八条、第四十条、第四十条の七）

別表第一家畜保健衛生所長の専決事項の項第八号中「第百十二条の規定による品目変更又は追加指定の申請の受理」を「の施行に関する次のこと。」に改め、同号に次のように加える。

イ 品目変更又は追加指定の申請の受理（第百十二条）

ロ 販売従事登録証の交付、書換え交付、再交付及び返納の受領（第百十五条の九、第百十五条の十二、第百十五条の十三、第百十五条の十四）

ハ 登録事項の変更の届出の受理及び変更の登録（第百十五条の十）

ニ 登録の消除（第百十五条の十一）

別表第七仙南保健所、塩釜保健所、大崎保健所、石巻保健所及び気仙沼保健所の環境衛生部長の専決事項の項第二十二号中ムをオとし、ラをキとし、キの次に次のように加える。

ノ 地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の変更の届出の受理（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十六条の三）

別表第七仙南保健所、塩釜保健所、大崎保健所、石巻保健所及び気仙沼保健所の環境衛生部長の専決事項の項第二十二号中ナをウとし、ネをムとし、同号ツ中「第二条」を「第二条の十三」に改め、同号ツを同号ラとし、同号ソ中「第一条の四、第一条の五、第一条の六、第一条の七」を「第二条の二、第二条の三、第二条の四、第二条の五」に改め、同号ソを同号ネとし、同号ネの次に次のように加える。

ナ 地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定証の交付、書換え交付、再交付及び返納の受領（政令第二条の七、第二条の八、第二条の九、第二条の十）

別表第七仙南保健所、塩釜保健所、大崎保健所、石巻保健所及び気仙沼保健所の環境衛生部長の専決事項の項第二十二号レ中「第六十九条第五項」を「第六十九条第六項」に改め、同号レを同号ツとし、同号タ中「薬局開設者」の下に「又は地域連携薬局若しくは専門医療機関連携薬局の開設者」を加え、同号タを同号ソとし、同号中ヨをレとし、ロからカまでをニからタまでとし、イの次に次のように加える。

ロ 地域連携薬局の認定及びその更新（第六条の二）

ハ 専門医療機関連携薬局の認定及びその更新（第六条の三）

附 則

この訓令は、令和三年八月一日から施行する。